

成年後見制度について（全体編）

令和5年8月28日（月）

宮津調停協会 自主研修会

会場 セントラーレ・ホテル京丹後

家事調停委員

司法書士 民事信託士 川上信哉

I 成年後見制度全般について

II 任意後見について

III 民事信託（家族信託）について

IV 成年後見業務の現状について

V 本人死亡後の死後事務について

I 成年後見制度全般について

平成12年に介護保険制度と同時に始まった制度です。

日本全国で24万5千人以上の方が利用していて、毎年約4万人弱の新たな利用者があります（令和4年12月末日のデータ）。

＜参考＞ 京丹後市の人口 約5万1千5百人 与謝野町の人口 約2万人

宮津市的人口 約1万6千4百人 伊根町の人口 約2千人

（以上、令和5年のデータ。）

1. 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、本人の判断能力が十分でない場合（認知や記憶等に障害のある方、知的障害者、精神障害者など）に、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。

たとえば、本人が、預金の解約、福祉サービスを受ける契約の締結、遺産分

割の協議、不動産の売買などをする必要がある場合、本人の判断能力がほとんどなければ、そのような行為はできませんし、判断能力が十分でない場合にこれを本人だけで行うと、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのため、本人の判断能力を補うために援助する人が必要となります。

こうのように、判断能力が十分ではない方のために、家庭裁判所が援助者を選び、この援助者が本人のために活動する制度が成年後見制度です。

2. 後見制度の種類（冊子 ご存知ですか？成年後見制度）

区分	本人の判断能力	援助者	監督人
後見相当	全くない	後見人	後見監督人
保佐相当	著しく不十分	保佐人	保佐監督人
補助相当	不十分	補助人	補助監督人

3. ○×クイズQ 1～3（本レジュメ12頁～）

4. 後見人の職務

大きく分けて、①身上保護（身上監護）②財産管理 の2つです。

①身上保護（身上監護）

- (1) 介護契約、施設入所契約、医療契約等。
- (2) 生活費の計画的な支出。
- (3) 財産、収入を把握し、医療費・税金等の定期的な支出の計算管理。
- (4) 療養看護の計画、収支の計画。
- (5) 中長期的展望に立って、最善の身上保護をできるように計画すること。
- (6) 就任直後に収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出。

その後は、毎年1回、収支予定表を作成し、家庭裁判所に提出。

②財産管理

- (1) 本人の財産管理（預貯金、不動産、株式、保険など）。
 - (2) 法律行為について代理権・取消権行使。
 - (3) 就任直後に財産目録を作成し、家庭裁判所に提出。
- その後は、毎年1回、財産目録を作成し、家庭裁判所に提出。
- (4) 本人の財産は、あくまで本人のものであり、後見人や第三者のために

- 使用できない。本人名義の財産を後見人名義にすることも不可。
- (5) 財産に損害が生じないように、安全な方法で管理。
 - (6) 支出できるのは、原則、本人の生活・身上保護に関する費用のみ。
 - (7) 本人が扶養する配偶者や未成年者の生活費、後見事務に必要な費用は、支出できる。
 - (8) 金銭出納帳を付け、領収書等の資料を保管。
 - (9) 居住用不動産を処分するには、家庭裁判所の許可が必要。
 - (10) 後見人と本人が、ともに遺産分割や契約の当事者となり、利益相反となる場合、家庭裁判所に「特別代理人選任」の申立が必要。

5. 成年後見人のできること、できないこと (○×クイズQ 4) (本レジュメ13頁~)

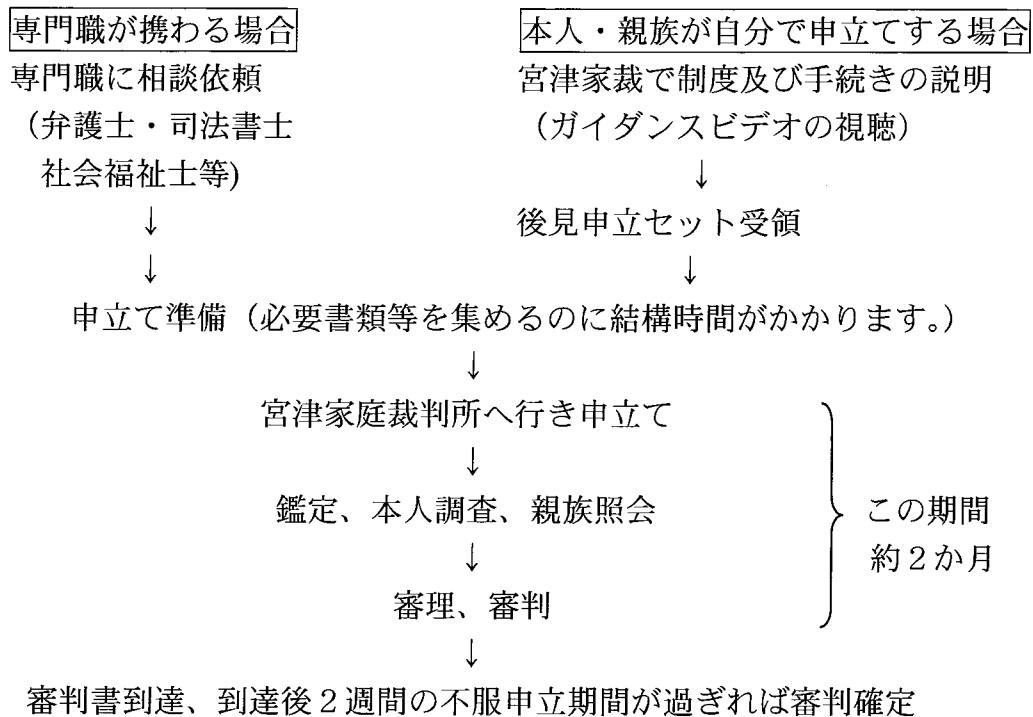
6. 家事調停委員が成年後見人等と出会う場面

<遺産分割調停>

- ・成年後見人等は本人の代理人として出頭する。(保佐人、補助人の場合は代理行為目録に遺産分割協議に関する件の記載があれば代理できる。)
- ・被保佐人は単独で遺産分割調停に参加できるが、保佐人の同意がなければ、協議は取り消し得る行為となり、成立させることができない(民法第13条、第120条)。
- ・被補助人は単独で遺産分割協議に参加でき、同意行為目録に遺産分割協議に関する件の記載がない場合は、補助人の同意なく遺産分割協議を成立させることができる(民法第17条)。
- ・成年後見人等は本人の法定相続分を確保する立場にある。(大前提)
- ・成年後見人等は、遺産分割協議案を持ち帰り、管轄の家庭裁判所と協議することが一般的対応(調停の場での新たな提案に対する即答が難しい)
- ・当事者が成年後見制度の趣旨を理解していない場合、調停委員に対する不信感や不公平感を生じさせないためにも、上記を調停委員が説明できるようにしておくことが望ましい。
- ・調停の場で、認知症のことを「ニンチ」と言わない方が良い。
(ニンチが入った→✗)
- ・調停の場で、認知症のことを「痴呆症」と言わないほうが良い。(痴呆という言葉に差別的意味合いがあるとして、認知症と改称されたから。)
- ・調停の場で、認知症老人のことを「ボケ老人」と言ってはいけない。

7. 申立てから審判までの標準的な流れ（宮津家庭裁判所の場合）

* 案件ごとに担当の書記官がつき、調査官、参与員による調査が行われる。



8. 申立てにかかる費用

- ①専門職への申立報酬・・・専門職によりいろいろ。
- ②申立実費・・・収入印紙代・郵便切手代。約7,000円
- ③必要書類・・・住民票、戸籍、登記されていないことの証明書、不動産資料、診断書。約2,000円～9000円。
- ④鑑定費用・・・鑑定が必要な場合。
　　鑑定する医師によりいろいろ。約5万円～10万円程度。

⑤本人負担の申立て

（例えば、本人が兄、申立て人が弟の場合）

申立て人（弟）が本人（兄）でない場合、家裁に「本人（兄）負担の申立て」をして認められた時のみ、上記②④のみ本人（兄）の財産から支出することができる。

①③は、あくまで申立て人（弟）負担。

⑥申立て前の民事法律扶助（法テラス）の利用

法テラスと契約している専門職に依頼すること。

資力要件は、本人（兄）ではなく、申立て人（弟）基準。

後見申立て事件では、約7万弱の扶助が出ます。

鑑定が必要な場合は、鑑定費用も出ます。

原則、返済が必要。生活保護受給中などの場合は、返還免除制度あり。

9. 後見事務報酬（資料① 成年後見人等の報酬額のめやす）

- ①「後見人の報酬付与の申立て」により家庭裁判所が決定
- ②おおよその報酬の目安は、月額1万円から3万円が多いように思います。
在宅の場合は施設入所の場合よりも高めの報酬となっているようです。
- ③遺産分割協議、不動産の処分、訴訟・調停、施設入所契約、身上監護困難事例、終了による引継事務、不正行為対応処理の事務などをした場合は、別途加算あり。
- ④「成年後見制度利用支援事業（市区町村）」
本人が在宅の場合、月28,000円、施設の場合、月18,000円の区分で上限があります。ただし、後見人等が本人の配偶者、直系血族（父母・祖父母・子・孫など）、兄弟姉妹の場合は支給対象外です。

10. 後見事務の終了

- ①終了事由の発生・・・辞任、解任、後見開始審判の取消し、本人死亡等
↓ (*代理権消滅)
- ②家裁に終了報告
↓
- ③最後の報酬受領
↓
- ④相続人等への財産の引継

II 任意後見について

1. 任意後見契約とは？

将来、自分の判断能力が衰えたときにそなえて、自ら選んだ任意後見人に対して、自己の生活、療養看護および財産管理に関する事務の全部または一部について代理権を付与する委任契約を締結し、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から契約の効力が発生する旨の特約を付ける契約。

任意後見契約は公正証書でする必要があります。

*自分で任意後見人を決めることができ、自分の希望に沿った支援の方法を決めることができる。

2. どのような場合に利用するのか

- ・子供がなく、配偶者に先立たれて一人暮らし
- ・知的障害の子供がいる

等々

3. 任意後見契約の流れ（冊子　ご存知ですか？成年後見制度）

①本人と任意後見受任者が公正証書で任意後見契約を結ぶ

・任意後見受任者：家族、友人、法律実務家（司法書士・弁護士・税理士など）、法人（福祉施設など）、誰でもなれる

↓

②本人につき、認知症等により、判断能力が低下

↓

③任意後見受任者や親族が家裁に **任意後見監督人** の選任を請求する

↓

④家裁が **任意後見監督人** を選任すると、任意後見受任者は **任意後見人** となって本人と契約した内容の職務を始める。

任意後見監督人が**任意後見人**の職務を監督する。

↓

⑤本人が死亡などにより、任意後見人の職務は終了

4. 任意後見契約の公正証書作成費用の目安

公証人への手数料 約15000～20000円

なお、任意後見契約と併せて、後記6記載のその他の委任契約も締結する場合には、さらに1契約につき、約15000～20000円の費用が加算されます。（上記は、あくまで目安です）

また、専門家に一連の任意後見契約の手続きを依頼する場合は、その手数料もかかりますので、全体の費用について見積もりをとられるとよいでしょう。

5. 任意後見契約の内容

①「任意」という意味は「自分で決める」ということ。

自分の判断能力が低下したときに「何を頼むか」は任意後見受任者と話し合って決定。

②必ず決めておくとよいこと。

- ・年何回の面談をするか
- ・管理してもらう財産は何か（財産目録）
- ・どのような業務を代理してもらうか（代理権目録）
- ・報酬（親族がなる場合等で、無報酬とすることも可能）
- ・終了時の財産の引継について
- ・ライフプラン（但し、任意後見契約の記載事項ではない）

6. 任意後見契約締結と同時にしておいた方がよいこと

① 見守り契約

任意後見契約が発効するまでの間に、定期的に面接等をして、各種相談に応じるための契約

② 財産管理契約

任意後見契約が発効するまでの間に、判断能力は衰えていないが、重要な財産等の管理を委任するための契約

判断能力は衰えなくても身体が不自由になったりして、銀行に行くのが面倒になった場合が多い。

日常使用する普通預金以外は預かり、管理する。

貸家等を持っている場合に管理を行う。

施設に入所する場合等、重要財産全てを預かる。 等々。

③ 死後事務委任契約

- ・菩提寺・親族への連絡
- ・葬儀、火葬、納骨、永代供養 に関する事務
 - 葬儀費用、納骨場所、永代供養の金額まで事細かに決定
- ・家財道具、生活用品の処分に関する事務
 - その他ペットのもらい手を捜す
- ・行政官庁等の届→国民健康保険の届け・年金等の停止の届、清算など
- ・相続財産清算人の選任申立（相続人がいない場合）

III 民事信託（家族信託）について

信託とは、「財産管理」と「財産承継」のための制度です (cf 身上保護→×)。信託のうち、商業目的ではなく、家族や親族、友人、知人等の財産管理や財産承継のために利用されるものを、「民事信託」や「家族信託」と呼んでいます。

具体的な利用場面としては、

- ・自分の生前から賃貸マンションの管理運用を特定の親族に任せたい
- ・自分が死んだあと、障害のある我が子のことが心配
- ・先妻との子と後妻の関係が悪くて心配
- ・特定の財産の承継人を次の2世代にわたって決めておきたい 等

遺言や成年後見制度の代わりに、または遺言や成年後見制度と併用して、民事信託（家族信託）を利用することができます。

（資料② 民事信託士のご案内 資料③④ 川上司法書士事務所HP）

IV 成年後見業務の現状について

1. 関係者の理解不足

本人のための成年後見制度（大前提）

- ・「施設」「病院」「市町村」「親族」「地域の方々」との連携がとても重要

① 施設

- ・連帯保証の問題 →成年後見人等と本人の利益相反となる
- ・身元引受の問題 →厚生労働省から指導あり

② 医療機関

- ・医療同意の問題 →そもそも本人の一身専属的行為
- ・連帯保証の問題 →成年後見人等と本人の利益相反となる
- ・身元引受の問題 →厚生労働省から指導あり

③ 金融機関等

- ・手続に非常な時間がかかる
- ・金融機関ごとに手続き方法が異なる
- ・手續を間違う

④ 親族ら

→自分たちのために何をしてくれるのか？？？

(大きな誤解、それは施設、病院、市町の職員に対しても言える。)

2. 成年後見人候補者の不足

3. 市町村の広報不足

V 本人死亡後の死後事務について

1. 後見事務の終了（本レジュメ5頁再掲）

- ①終了事由の発生・・・辞任、解任、後見開始審判の取消し、本人死亡等
↓ (*代理権消滅)
- ②家裁に終了報告
↓
- ③最後の報酬受領
↓
- ④相続人等への財産の引継

*成年後見人等は本人の死亡後に、その遺体を引き取る義務も、火葬をする義務も、納骨をする義務もありません。

2. あなたが成年後見人だったら、こんなときどうしますか？

<事例1>

本人が死亡し、病院から早く遺体を引き取るように言われたが、親族が誰も対応しない場合。

<事例2>

事例1で、やむを得ず成年後見人のあなたが遺体を引き取ったが、火葬後の遺骨を誰も引き取ってくれない場合。

<事例3>

本人の死後、成年後見人として法定された業務（管理の計算や家庭裁判所への終了報告等）が終わっていないのに、親族の一部から遺産の引継ぎ（引渡し）を迫られた場合。

<事例4>

本人が危篤となり、唯一の相続人となる親族に延命措置を希望するかどうか問い合わせたが、その親族はそれには答えず、「後はお任せします。」とだけ言ったきりで、その後連絡がつかなくなった場合。

<事例5>

事例4で本人が死亡し、本人の遺産では、請求された医療費が支払いできず、病院から「成年後見人が支払うべきものだろ！」と言われて請求されている場合。

<事例6>

事例4、事例5のケースが、成年後見制度の利用が市長申立て始まった案件であったため、市役所に相談したところ、市の担当者から「それは成年後見人の仕事でしょ」と言われ、何の対応もしてもらえなかった場合。

3. 参考条文等

成年後見人等がいたとしても、成年後見人等が親族でない限り、これらの法律が適用されます。

- ・墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地法」）第9条
「埋葬や火葬を行う者がいない場合は、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない」
- ・本人が生活保護利用者である場合の葬儀、火葬、埋葬の手配も、前掲の墓地法により市町村長が行うことになっている（生活保護法第4条第2項）
- ・市町村の措置により入所委託した施設等で成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見利用者が死亡した場合には、その葬祭を行う者がいないときは、市町村はその葬祭を行い、又はその施設に葬祭を委託する措置を採ることができる（老人福祉法第11条）

4. 事例の解説

資料⑤ 川上司法書士事務所HP

Google 検索 「成年後見人 本人死亡」 「成年後見人 死後事務」



ご清聴ありがとうございました。

成年後見〇×クイズ

Q1 成年後見開始の申立人となることができる人は(〇×クイズ)

解説) 成年後見開始の申立ができる人は法定されています。本人、配偶者、4親等以内の親族、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、成年後見等監督人、検察官です。

申立人がいない場合は、市長が申立てをすることができます。

- ① 本人の配偶者や子ども ○
- ② 本人の4親等以内の親族 ○
- ③ 本人の友達・近所の方 ×
- ④ ケアマネジャー ×
- ⑤ 司法書士 ×
- ⑥ 本人(認知症の高齢者等) ○

京都の家裁は、本人申立を許容してくれる。

本人意思の尊重をどうするか。観点は、本人のため。

本人の状態の判断は、同じ認知症でも、人によっても違いますし、非常に難しい。

個人的には、お金の管理ができない（被害にあっている）場合などは、判断能力に問題ありとは思います。

- ⑦ 本人の勤務する会社 ×
- ⑧ 本人の保佐人・補助人 ○
- ⑨ 市町村長 ○
- ⑩ 検察官 ○

Q2 成年後見人に選任されるのは親族(子どもや夫、妻など)が一番多い。△

解説) 成年後見人になるには特別な資格などは要りません。

本人にとって適任と思われる人を裁判所が選びます。

平成23年度は、子や親、配偶者、兄弟といった親族が後見人に選任されたのは約55.6%でした。

しかし、令和4年度は親族等の割合は全体の20%にとどまりました。親族以外の第三者が後見人になったのは約80%で、司法書士が約37%、弁護士が約27%、社会福祉士が約18%などとなっています。

Q3 成年後見人の後見職務の報酬は、成年後見人が自分で決める。

×

解説) 後見人の報酬は、後見人自身が勝手に決めることはできません。

後見人が家庭裁判所に対して後見人としてした仕事の報告と「報酬付与の申立」をして、それをもとに家庭裁判所が報酬額を決めます（資料① 成年後見人等の報酬額のめやす）。

そして、家庭裁判所が決めた額を、本人の財産からもらいます。

もちろん、必ず報酬をもらわなければならないというわけではありませんので、親族が後見人になっている場合は、報酬請求されていないことが多いようです。

Q4 成年後見人が、できること、できないこと(○×クイズ)

- ① 介護サービスの契約** ○
- ② 介護サービスの費用支払い** ○
- ③ 成年後見制度を利用していると、社会福祉協議会の権利擁護事業を利用できない** ×

後見制度は、「本人のために、本人の代理人として」契約を行うもの。成年後見制度を利用したことの理由として、社協は今まで継続していた権利擁護事業に関する契約を打ち切ろうとするが、それは

違法。

④ 成年後見人が選任されていることを近所にお知らせする

×

後見人がついているということは、個人情報です。近所の方との協力関係は必要ですが、むやみに後見人と触れまわるのはいけません。

⑤ 買い物をする △

⑥ 食事を作る ×

ご飯を作つてあげるのは後見人の仕事ではありません。ご飯を作つてもらう人がいない場合は、配食サービスやヘルパーさんをお願いすることになります。後見人の仕事は、直接介護することではなく、介護をしてくれる人、生活をサポートしてくれる人のネットワークの構築です。

⑦ 病院の入院手続をする ○

⑧ 病院の入院契約の保証人になる ×

⑨ 病院で手術の同意をする ×

親族ではない成年後見人は、手術のような医療行為の同意はできません。親族などにしてもらわなければなりません。

⑩ 入院契約、施設入所契約等の身元引受人になる ×

⑪ 生活費の管理 ○

⑫ 本人の預貯金を本人のために投資等で運用する ×

⑬ 相続の遺産分割協議 ○

⑭ 不動産の処分(売却・賃貸等) ○

ただし、本人が居住している不動産を売却する、又は賃貸に出して貸すこと。また、本人の居住している不動産の賃貸者契約を解除する、抵当権等の担保を設定する場合は家庭裁判所の許可が必要。

⑮ 本人が亡くなったら、本人のお葬式を行う ×

お葬式は親族が行うことになります。

ただし、身寄りがない方の場合など、後見人が家庭裁判所に相談の上、必要最小限のお見送りをしているということが実務上はあります。

(本レジュメ 10 頁～)